第六号の三様式（その２）次葉（提出用）（令和七年改正）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

（事業税）

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

摘要		課税標準	税率(100)	税額
法第７２条の２第１項第１号に掲げる事業				
所得割	所得金額総額 ㉞			
	所得金額 ㉟			
付加価値割	付加価値額総額 ㊱			
	付加価値額 ㊲			
資本割	資本金等の額総額 ㊳			
	資本金等の額 ㊴			
法第７２条の２第１項第２号に掲げる事業				
収入割	収入金額総額 ㊵			
	収入金額 ㊶			
法第７２条の２第１項第３号に掲げる事業				
所得割	所得金額総額 ㊷			
	所得金額 ㊸			
付加価値割	付加価値額総額 ㊹			
	付加価値額 ㊺			
資本割	資本金等の額総額 ㊻			
	資本金等の額 ㊼			
収入割	収入金額総額 ㊽			
	収入金額 ㊾			
合計事業税額 ㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼＋㊾				㊿
事業税の特定寄附金税額控除額				(51)
仮装経理に基づく事業税額の控除額				(52)
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				(53)
納付すべき事業税額 ㊿－(51)－(52)－(53)				(54)

(54)の内訳

法第７２条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業					
所得割 (55)		付加価値割 (56)			
資本割 (57)		収入割 (58)			
法第７２条の２第１項第３号に掲げる事業					
所得割 (59)		付加価値割 (60)			
資本割 (61)		収入割 (62)			

（特別法人事業税）

摘要	課税標準	税率(100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 ㊸	00		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㊹	00		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㊺	00		
合計特別法人事業税額 （㊸＋㊹＋㊺）		(66)	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		(67)	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		(68)	
納付すべき特別法人事業税額 (66)－(67)－(68)		(69)	

前事業年度の法人税割額の明細

(特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額	(23)	（　　）
法人税割額	(24)	
都民税の特定寄附金税額控除額	(25)	
税額控除超過額相当額の加算額	(26)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	(27)	
外国の法人税等の額の控除額	(28)	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	(29)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	(30)	
納付すべき法人税割額 (24)－(25)＋(26)－(27)－(28)－(29)－(30)	(31)	
(31)のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	(32)	
差引法人税割額 (31)－(26)－(32)	(33)	